

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築事業の内容

① 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

都道府県等は、事業を実施する圏域において、「保健・医療・福祉関係者による協議の場」（以下「協議の場」という。）を設置すること。既存の協議会（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８９条の３第１項に規定する「（自立支援）協議会」をいう。）の専門部会又はそれと同等の既存の組織を協議の場として位置づけることは差し支えない。

ア 協議の場の参加者について

保健・医療・福祉関係者については、都道府県等の実情に応じ選定できるが、参加者としては次の者の参加が望ましい。

- a 都道府県等における精神科医療を所管する部局の職員
- b 都道府県等における障害保健福祉を所管する部局の職員
- c 市町村における障害保健福祉を所管する部局の職員
- d 保健関係者：保健所、精神保健福祉センター等の職員及び市町村における精神保健担当保健師等
- e 医療関係者：精神科医療機関、その他の医療機関、訪問看護ステーション等の医師、看護師、精神保健福祉士、作業療法士等
- f 福祉関係者：基幹相談支援センター、福祉事務所、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険サービス事業所等の従事者等
- g 精神障害当事者及びその家族
- h その他の関係者：関係機関、関係団体、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者等

イ 協議の場における協議内容について

地域包括ケアシステムの構築に資するよう、地域アセスメント（地域の現状分析）を実施し、その結果を共有の上、具体的な目標を設定すること。

（協議内容の例）

- a 普及啓発に係る事項
- b 精神障害者の家族支援に係る事項
- c 精神障害者の住まいの確保支援に係る事項（共同生活援助事業所の整備を含む。）

- d ピアサポートの活用に係る事項（ピアサポーターの養成を含む。）
- e アウトリーチ支援に係る事項
- f 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事項
- g 構築推進サポーターの活用に係る事項
- h 精神医療相談に係る事項
- i 医療連携体制の構築に係る事項
- j 精神障害者の地域移行・地域定着関係職員に対する研修に係る事項
- k 入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事項（地域移行支援の活用促進を含む。）
- l 地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事項
- m その他（地域包括ケアシステムの構築に資する事項

ウ 協議の場の開催について

協議の場については、必ず開催すること。なお、協議の場の開催頻度については、都道府県等の実情に応じて決定すること。事業内容の評価や地域包括ケアシステムの構築状況の評価ができるように、協議の場を運営すること。

② 普及啓発に係る事業

都道府県等は、各地域におけるシンポジウムやフォーラムの開催など普及啓発事業の実施により、精神障害に対する地域住民の理解を深めるよう努めること。

③ 精神障害者の家族支援に係る事業

都道府県等は、精神障害者の家族が地域包括ケアシステムに対する理解を深めるとともに、家族が安心して、精神障害者本人に対する支援ができるよう、家族支援に努めること。

なお、実施においては、以下の点に留意すること。

- ア 相談等を通じて家族のニーズを把握すること。その上で、精神障害者の家族が抱える課題を整理して、それぞれのニーズに合った支援を行うよう努めること。
- イ 協議の場等を活用し、精神障害者の家族が抱える課題等を共有化するよう努めること。
- ウ 地域包括ケアシステムの構築に向けた課題等について、保健・医療・福祉関係者と家族が互いに理解できるような機会（合同研修会等）を設けるよう

努めること。

エ 家族会等の組織育成支援にあたっては、家族会を後方支援できるようなネットワークづくりに努めること。

④ 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業

都道府県等は、居住支援協議会の積極的な活用及び連携等により、精神障害者の住まいの確保支援の体制整備に努めること。具体的な例として、精神障害者が入居しやすい民間賃貸住宅情報の提供システムの構築や空き部屋のマッチングシステムの構築、公営住宅の入居促進、公的保証人制度の構築等がある。この際、障害福祉計画等に示す１年以上の長期入院患者の入院需要及び地域への移行に伴う基盤整備量を考慮するとともに、民間賃貸住宅への入居中の生活安定のための支援体制の構築も併せて検討することが望ましい。

⑤ ピアサポートの活用に係る事業

都道府県等は、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害者の視点を重視した支援を充実する観点や精神障害者が自らの疾患や病状について正しく理解することを促す観点からピアサポーターを養成し、ピアサポーターが活躍する場の創出・拡大について検討する等により、ピアサポートの活用を推進するための体制整備に努めること。

⑥ アウトリーチ支援に係る事業

都道府県等は、精神障害者の地域生活を支援するため、多職種による訪問支援（以下この実施要領において「アウトリーチ支援」という。）を行い、支援対象者及びその家族等（以下この実施要領において「対象者」という。）の状態等に応じて、必要な支援が適切に提供される体制の整備に努めること。

また、個別の支援を通じて、保健・医療・福祉の連携による重層的な支援体制の構築を図ること。

実施にあたっては、実施主体において、アウトリーチ支援の実施が有効であると判断した対象者に対して行うものとする。

（対象者の例）

- ・ 精神疾患が疑われる未治療者
- ・ 精神科医療の中断者
- ・ ひきこもりの精神障害者
- ・ 精神科病院への入退院を繰り返す者

- ・ 精神疾患による長期（概ね１年以上）入院後の退院者
- ・ アウトリーチ支援が有効であると実施主体が判断した者

アウトリーチ支援を行うにあたっては、多職種による訪問支援が行える体制を整備すること。その際、精神科医師と十分に連携が図れる体制をとること。

新規導入者の選定、概ね６ヶ月時点における支援内容の評価、終了者の検討については、都道府県等（保健所、精神保健福祉センター等）及び支援者等が参画したケース・カンファレンスを開催すること。

また、新規者、概ね６ヶ月時点での状況、終了者については、事業の実施主体である都道府県等へ報告すること。都道府県等は、精神科病院等に入院中の患者を対象に、退院に向けた包括的な相談・支援の実施等、入院中の精神障害者の地域移行に係る取組に努めること。

⑦ 措置(緊急措置)入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業

都道府県等は、措置入院者等の退院後の医療等の継続支援が実施できるように、制度の周知や人材育成などの必要な取組の実施に努めること。

⑧ 構築推進サポーターの活用に係る事業

都道府県等は、自治体等関係機関が退院前の精神障害者や退院後の精神障害者の支援を行うに際し、構築推進サポーター（※）の活用に努めること。

（※業務の例）

各種福祉サービスの利用方法、活用方法に係る必要な助言や指導等を医療機関や指定一般相談支援事業所等に行うとともに、取組に係る意識啓発を行う。

- ・ 病院や施設等の関係機関に対する協力要請、地域資源に係る情報提供
- ・ 退院後支援計画に対する必要な助言、指導
- ・ 課題解決に関する助言、指導
- ・ 自治体等が開催する研修会の講師 等

（※職種の例）

- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業に参加する都道府県、指定都市及び特別区が推薦し、国で任命する都道府県等密着アドバイザー
- ・ 精神保健福祉士またはこれと同等程度の知識を有する者のうち、地域包括ケアシステムの構築に必要な体制整備の総合調整能力を有する者として

自治体が選定した者（地域援助事業者等）

⑨ 精神医療相談に係る事業

ア 24時間精神医療相談窓口

都道府県等は、特に休日、夜間における精神障害者及び家族等からの相談に対応するため、地域の実情に合わせて、精神保健福祉センター、精神科救急情報センター、医療機関等に精神医療相談窓口の機能を設けるものとする。

精神医療相談窓口においては、精神障害者の疾病の重篤化を軽減する観点から、精神障害者等の症状の緩和が図れるよう適切に対応するとともに、必要に応じて医療機関の紹介や受診指導を行うものとする。

なお、当該窓口の整備にあたっては、既に整備されている相談窓口等の連携により、地域において24時間の相談体制が確保されることを妨げるものではない。

イ 相談体制

相談窓口は、原則24時間365日体制をとることとし、休日、夜間は確実に対応できるものとする。

相談窓口には、精神科の臨床経験を有する看護職員、精神保健福祉士、その他当該地域の精神保健福祉対策に精通した者を置くものとする。また、精神医療相談に、迅速かつ適切に対応できるような体制（精神科医のオンコール等による。）を整えるものとする。

ウ 精神医療相談窓口の周知

相談窓口は、管内の行政機関や医療機関等を通じて広報するものとし、内科、小児科等の休日・夜間診療案内等と併せて行うなど、精神障害者及び家族等が十分に活用できるよう効果的な周知に努めるものとする。

⑩ 医療連携体制の構築に係る事業

都道府県等は、身体合併症を有する精神障害者や従来の治療では効果が乏しく、治療抵抗性統合失調症治療薬等の専門的治療が必要とされる難治性患者等の治療を実施するために、精神科医療機関と他科とのネットワークの構築等、地域での支援体制の構築に努めること。

（支援対象者の例）

従来の治療では効果が乏しく、治療抵抗性統合失調症治療薬等の専門的治療が必要とされる難治性患者

(事業内容の例)

医療機関及びその他関係者による連携会議の開催、研修の開催等

⑪ 精神障害者の地域移行・地域定着関係職員に対する研修に係る事業

都道府県等は、精神科医療機関、障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所等の職員に対し、精神障害者の地域移行・地域定着に関する保健・医療・福祉の相互理解を促進するため、地域の関係者と協働し、研修の実施に努めること。

なお、研修においては、以下の点に留意すること。

- ア 原則、精神科医療機関、障害福祉サービス事業所等の関係職員が合同で参加するものとなるよう努めること。
- イ 精神科医療機関等の医療従事者及び相談支援事業所等の職員が精神障害者の地域移行・地域定着に関し相互理解を深められるものであること。
- ウ 地域包括ケアシステムの構築に資する内容であること。

⑫ 入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業

都道府県等は、精神科医療機関等に入院中の患者を対象に、包括的な相談支援の実施等、地域生活支援に係る取組に努めること。

⑬ 地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業

都道府県等は、地域包括ケアシステムの構築状況の実態把握に努めること。具体的な方法例として、ReMHRAD(リムラッド)(地域精神保健医療福祉資源分析データベース)や精神保健福祉資料等の既存データの活用、アンケート調査や関係団体等へのヒアリング、精神障害者や家族等のニーズの把握による現状分析及び事業の評価等がある。

⑭ その他

都道府県等は、①から⑬までに掲げる事業のほか、地域包括ケアシステムの構築に資する事業を実施することができる。

他自治体(圏域)における事例

〔参考：精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための手引き 2019/2020 年度版〕

② 普及啓発に係る事業

自治体（圏域）名	事例テーマ・事業名
千葉県千葉市	精神障害にも対応した地域包括ケア構築推進事業

(1) 解決が必要な地域課題

- ・ 病院や事業所間で、地域移行支援に係る意識の温度差は低減されているものの依然見受けられる。
- ・ 地域住民の理解及び関心の喚起がなかなか進まない。
- ・ ピアサポーターの養成や、雇用の実現に向けた取組が必要である。

(2) 支援体制上の課題

自立支援協議会と当該協議会との連携体制の構築

(3) 取組内容（事業の内容）

3つの専門分科会に分かれ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいる。

ア 長期入院中の患者の地域移行に取り組む隊【進め隊】

イ 広報啓発活動に取り組む隊【広め隊】

ウ ピアサポーターに関する活動に取り組む隊【深め隊】

(4) 体制づくりの工夫・内容

各取組とも、前年度の反省点を踏まえ、工夫しながら取り組んでいる。

ア 進め隊

相談支援事業所、訪問看護、地域包括支援センター、行政機関等による支援チームを結成し、市内 4 病院の対象者からニーズを聞き取り、日中活動や宿泊型施設の体験等のプログラムを実施した。

イ 広め隊

病院、相談支援事業所、地域包括支援センター、訪問看護、家族会、当事者、行政等で、広報啓発チーム（広め隊）を結成し、市内の各公民館と共催で住民向け研修会を開催した。

また、市内小・中・高および大学と連携して、若年層への理解促進を図るためのプロジェクトを展開している。

ウ 深め隊

ピアサポーター交流会や、養成講座を視野に入れたプレ研修会を実施した。代表的な活用モデルをひとつ確立し、他にも拡大・応用を図っていくこととしている。

③-1 精神障害者の家族支援に係る事業

自治体（圏域）名	事例テーマ・事業名
千葉県船橋圏域	家族支援

(1) 解決が必要な地域課題

- ・ 都市型地域（地域のつながりの難しさ）における孤立化
- ・ 家族から障害を持つ当事者にどのように関わったらよいか学びたいとの希望があった。（例：服薬の仕方や日中の過ごし方を聞いたり、当事者の率直な思いを聞きたい）

(2) 支援体制上の課題

家族会の高齢化と担い手の育成

(3) 取組内容（事業の内容）

- ・ 保健所主催の家族向け学習会にピアサポーターを派遣した。
- ・ 市内の家族会とピアサポーターとの交流会を開催した。

(4) 体制づくりの工夫・内容

- ・ 市内家族会と連携し事業を開催している。
- ・ ピアサポーターを活用し、相互理解の場を設けている。

(5) 取組による効果（事業の成果）

ピアサポーターの体験談を家族が聞くことで障害理解を深めることが出来た。
また、ピアサポーターも家族が抱える問題を知る場ともなり、相互理解の機会となった。

(6) 支援体制上の効果

市内家族会と共同して取り組むことで互いの活動の PR となり、会員の拡充などにつながる。

③-2 精神障害者の家族支援に係る事業

自治体（圏域）名	事例テーマ・事業名
千葉県柏圏域	家族支援事業

(1) 解決が必要な地域課題

家族同士の交流の場がない。

(2) 支援体制上の課題

家族同士の交流が持てるように配慮する。

(3) 取組内容（事業の内容）

ア 家族会の開催

イ 交流会の実施

事業所の文化祭に家族を招待し、文化祭終了後に家族と本人を交えた交流会を実施した。

(4) 体制づくりの工夫・内容

ア 家族会の開催

「茶話会」という名称を用いた交流の場を設け、家族同士が悩みを共有できるようにした。

イ 交流会の実施

- ・ 家族が参加しやすい雰囲気を作るため、事業所が行う文化祭に招待し、当事者と家族が共に文化祭を楽しみつつ、家族同士の交流もできるよう工夫した。
- ・ 家族が本人の日頃の様子を知ることができる機会になるように、文化祭に招待した。

(5) 取組による効果（事業の成果）

ア 家族会の開催

それぞれの段階における障害に対する受け止め、接し方、将来への不安などを話すことで、悩みや思いの共有を図ることができ、ご家族の不安の軽減に繋がった。

イ 交流会の実施

家族同士の交流の場となり、同じ悩みを持つ家族同士の繋がりを作ることができた。

③-3 精神障害者の家族支援に係る事業

自治体（圏域）名	事例テーマ・事業名
千葉県海匝圏域	家族支援事業

(1) 解決が必要な地域課題

家族は当事者との関わりについて悩まれている。

(2) 支援体制上の課題

家族は、悩みをなかなか相談出来ず、家族だけで解決しようとしてしまう。

(3) 取組内容（事業の内容）

家族教室「精神障害者の家族のコミュニケーションスキルアップ」を開催し、NPO 法人の理事長でもあり、家族として家族会との関わりを持っている方と 2 名のピアサポーターに講師を依頼した。

ピアサポーターは今までの経験と、今はこのような取組を行っている当事者としての話を伝えていた。自分で作詞作曲した歌など参加者に披露していた。

また参加型で家族から講師に直接困ったことやアドバイスを聞くことができた。

(4) 取組による効果（事業の成果）

家族が安心して支援ができる知識を深めることができた。

(5) 支援体制上の効果

支援者側が、家族教室の開催を通じ、どのようなことに困っているかを直接把握することができ、講師から支援上のアドバイスを受けられることで、支援の強化に繋がっている。

④ 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業

自治体（圏域）名	事例テーマ・事業名
静岡県志太榛原圏域	住宅確保施策の展開

(1) 解決が必要な地域課題

- ・ 病気や障害に対する差別や偏見、収入等の問題で入居を断られるケースがあった。
- ・ 住宅確保が円滑に行われない（退院先が確保されない）ことで、入院期間が延びる傾向があった。

(2) 支援体制上の課題

精神障害者の住宅確保における関係機関とのネットワークが固定化している。

(3) 取組内容（事業の内容）

- ・ 平成 19 年頃から実施していた地域移行支援事業において住宅確保に係る検討が開始され、平成 22 年度に志太榛原圏域が住宅確保のモデル圏域に選定されたことから、協議の場の構成員・県担当課・保健所が、宅建協会しだはい支所に声掛けし、本格的な検討が開始された。
- ・ 平成 23 年度に志太榛原圏域の宅建協会と協議の場のメンバーで研修会を実施し、その後自立支援協議会に取組が移管され、宅建協会と協議を重ねて住宅提供事業者向けに、障害のある方に対する住宅斡旋の仕組み理解の促進を目的としたポスター・リーフレットを作成。
- ・ 平成 29 年度には賃貸住宅入居促進支援事業（障害のある人への心づかい推進事業）として、静岡県が主催（委託先：静岡県精神保健福祉士協会、協力（公社）静岡県宅地建物取引業協会）し、賃貸住宅入居促進支援研修会を実施し、約 270 人が参加。

(4) 体制づくりの工夫・内容

- ・ 住宅関係者と福祉関係者との共通言語を探りながら関係性を深めてきた。
- ・ 常に接点を見出しながら、目指す目標を定め、取組を推進してきた。
- ・ 取組を進めるなかで、住宅関係者と福祉関係者のお互いの立場の理解が深められた。

(5) 取組による効果（事業の成果）

- ・ 住宅斡旋の仕組みやリーフレットを作成できた。
- ・ 相談に応じてもらえる、または新たに提供してもらえる不動産業者が現れた。

(6) 支援体制上の効果

- ・ 令和元年度より、県協議会地域移行部会委員に宅建協会からの参画をいただいた。
- ・ 居住支援協議会に静岡県精神保健福祉士協会が参画することにつながった。

⑤ ピアサポートの活用に係る事業

自治体（圏域）名	事例テーマ・事業名
宮崎県	ピアサポーターの活用（精神障がい者地域移行支援事業）

(1) 解決が必要な地域課題

- ・ 地域移行支援の利用者（個別給付の支給決定数）が少なく、また圏域ごとに差がある。
- ・ 精神障がい者に対する地域住民の理解が十分でなく、普及啓発の機会も少ない。
- ・ ピアサポーターの定義があいまいであり、養成をしても活動の場が少ない。

(2) 支援体制上の課題

- ・ 各保健所圏域に地域移行支援協議会が設置されているが、取組内容に差があり、圏域によっては地域移行支援を利用する者がいないところがある。
- ・ ピアサポーターの雇用実績が少なく、地域や事業所ごとに質の違いがあり、人材が不足している。

(3) 取組内容（事業の内容）

全ての地域活動支援センターⅠ型（9ヶ所）に委託し、以下のような活動の場を設けた。

ア 普及啓発活動におけるピアサポーターによる体験発表

地域住民向けの勉強会、家族会勉強会、地区社協、民生委員勉強会、大学、専門学校の講義等

イ 長期入院患者との茶話会、交流会

ウ Ⅰ型ピアサポーター同士の活動報告会及び、意見交流会

(4) 体制づくりの工夫・内容

保健所圏域ごとに設置している地域移行支援協議会の活動と連動させ、地域移行支援を推進するために、ピアサポーターの活用の有効性を共有している。

(5) 取組による効果（事業の成果）

- ・ 茶話会に参加していた長期入院者が退院へとつながった。
- ・ 地域住民の精神障がいへの理解促進につながった。
- ・ ピアサポーター同士の交流により質の向上と活動内容の充実に繋がった。

(6) 支援体制上の効果

ピアサポーターが地域自立支援協議会の委員として参画するようになった。

⑥ アウトリーチ支援に係る事業

自治体（圏域）名	事例テーマ・事業名
広島県尾道市	こころサポート事業

(1) 解決が必要な地域課題

- ・ 精神疾患が疑われるひきこもりの方と家族を支援する専門の医療機関が身近にない。
- ・ 山間部、島嶼部に精神科医療が不足しており、医療機関へのアクセスが難しく、往診体制も脆弱であること等から、治療に繋がったとしても医療中断しやすい。
- ・ アルコールなど、アディクション治療を継続して行える医療機関が身近に存在しない。

(2) 支援体制上の課題

- ・ サービスや精神医療につながらない方への支援が届きにくい。対応する専門職が不明瞭である。
- ・ 従来の制度では、介入や継続支援が困難な事例が増加している。
- ・ 移送制度の運用において難しさがある。（制度と地域の現状とのギャップ等）

(3) 取組内容（事業の内容）

住み慣れた地域での生活の維持・継続が困難な精神障害者（疑われる者も含む）に対し、医療・保健・福祉の包括的な支援を目指す。

ア 目的

周囲との関係づくりや生活上の困難や生きづらさを抱えている人や周囲の方からの相談を受け、受診支援、医療の継続支援、定期的な見守り等、ケースに応じ必要とされる支援をチームで実施することにより、ご本人やご家族の健やかな生活を支えることを目的とする。

イ 内容

保健師、精神保健福祉士を中核とし、ケースに応じてアウトリーチ支援チームを編成し、課題を一緒に考え、安心して生活できるように支援する。

- ・ 対象者及びご家族への訪問・相談対応
- ・ 電話による対応
- ・ ケアマネジメント技法を用いた多職種チームによる支援
- ・ 関係機関との連絡調整及びケア会議の開催など

(4) 体制づくりの工夫・内容

主にインテークを行うのは、保健師とソーシャルワーカー（精神保健福祉士）で、実際の支援に当たっては、ネットワークの強みを活かし地域の専門職の横の連携を活用している。

(5) 取組による効果（事業の成果）

支援対象者 26 人中、受診に繋がった人が 3 人、医療中断が解消した人が 2

人。その他は、長年ひきこもっていた人が外部と接触を持ち、近隣への迷惑行為が減ったり、社会参加・就労に結びついたり、生活保護を受給し生活基盤整備につながったケース等もあり、徐々にではあるが成果が出ている。

【具体的な事例】

ア アルコール依存の本人支援

母からの依頼で地区担当保健師と支援を開始した。周囲からの促しもあり、治療意思の確認ができたので入院治療の同行を実施した。

イ 医療中断の方

受診していた医療機関と地域の元保健師からの相談で、受診の同行を実施した。SW が対象者と顔馴染みだったということもありスムーズに受診が再開された。

ウ 医療機関へのアクセスが困難等から継続受診が困難な方

地区担当保健師からの依頼と本人から受診の同行への依頼があり、受診が再開された。

エ 離職後ひきこもるようになった方

家族が本人からの攻撃的な言動に疲れ、自宅を離れることになった。その後、本人が近所の人に攻撃的な発言をするようになり、家族にメンタル面での支援を実施した。本人が入院となり、地域生活を見越して、支援チームによる、地域住民へ理解を促すための会議、家族機能の再構築を目指した支援等を行った。治療効果があり退院され、地域への迷惑行為もなくなり（対象者に謝罪）、社会参加に向けて就労支援事業所の利用を検討している。

オ 約 20 年自室にひきこもっていた男性

同居していた母と妹が、暴言・暴力に耐えかね本人と別居され、本人へのアプローチとともに家族への支援を開始した。本人への意思確認を行い、生活保護を申請し、単身生活が開始された。

カ 2 次障害として精神疾患を発症した方

包括支援センターからの相談ケースで、知的障害があり、2 次障害として精神疾患を発症した。スーパーなどで大きな声を出すなどの迷惑行為があったが、家族の協力、受診同行を実施し服薬をすることにより症状が改善された。

(6) 支援体制上の効果

- ・ 当該支援を通じて、地域（山間、島嶼）の特性や課題が明確になってきた。
- ・ 障害者の支援に不慣れな包括支援センターの専門職の方へ、対応などについてのフォローを行い、精神障害の理解拡大へ繋がった。
- ・ 高齢で精神疾患が疑われる方への支援について、高齢者福祉課より相談があり、今後の支援の見立てなどについて認識の共有化を図ることで、精神障害の理解拡大と支援体制の構築に繋がった。
- ・ こころサポート事業の専門相談員による支援により、ケースを抱える関係部署の担当者が効果的に介入できている。（支援を継続してもあまり変化のないケースへ、異なる切り口による支援を実施することが増えた。）

⑦ 措置(緊急措置)入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業

自治体（圏域）名	事例テーマ（事業名）
鳥取県	措置解除後支援等に関わる取組

(1) 解決が必要な地域課題

保健所で通報受理から退院後支援まで実施しており、対応や体制の標準化と担当職員の恒常的なスキルアップが必要である。

(2) 支援体制上の課題

近年、症状が改善されれば多機関支援を必ずしも必要としない事例がある一方、マニュアル通りの対応が困難な事例が散見される。特に濃厚な支援を要する対象者をどのように選定するか、様々な状況に対応した支援の在り方を検討していく必要がある。

(3) 取組内容（事業の内容）

- ・ マニュアルに基づき、措置入院時より関係を構築するため複数回の面接を行い、本人及び家族のニーズをアセスメントした上で、退院後支援計画を作成、退院後は切れ目なく必要な医療等の支援が受けられるよう複数の関係機関で支援をしている。また、定期的に支援状況の確認を行い、必要に応じて調整会議を開催して退院後支援計画の見直しを行っている。
- ・ 県内全保健所の精神保健担当者が集まる会議を活用して、通報への対応や措置解除後の支援の在り方について定期的に協議をしている。

(4) 体制づくりの工夫・内容

- ・ 担当者会議では各圏域の情報交換と個人情報保護に配慮した上で、困難事例や苦慮した対応を共有し、県としての支援の進め方を検討し、より良い支援となるよう取り組んでいる。
- ・ 各圏域においては、精神科救急医療体制整備事業連絡調整会議や精神障がいに関する研修会・連絡会等を開催し、通報の対象となる基準など、精神疾患等に関する正しい理解と知識の習得、守秘義務や人権保護の在り方等についての理解を求めることに努めている。

(5) 取組による効果（事業の成果）

- ・ 退院後支援計画作成をきっかけに保健所の関わりが増え、医療機関と連携することで、これまで以上に手厚く継続的な支援体制を構築することができている。
- ・ 退院後の生活に関する目標や課題、支援体制等を書面に記すことで、本人や家族、関係者が役割や支援内容を共通認識し、同じ目標に向かって取り組むこ

とができている。

- ・ 通院が中断した際の対応方法等についても関係機関と情報共有し、退院後の生活状況を把握して、適切な支援を行うことができている。
- ・ 精神保健福祉担当者会で困難事例や苦慮した対応を共有することで、職員異動に伴う対応や判断等に差異が生じることを防げる。
- ・ 措置入院前より入院後の方が支援の幅が広がっている。また、患者及び家族との信頼関係ができたことにより、保健所に相談が入るようになり、不安解消や気持ちの安定に繋がっていると考えられる。病状悪化で措置入院となった患者や対応に困り果てた家族等にとって、退院後の支援が治療継続や生活状況等を立て直す好機になっていると考えられる。

⑪ 精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業

自治体（圏域）名	事例テーマ（事業名）
青森県津軽圏域	精神障がい者の地域移行に関する研修

(1) 解決が必要な地域課題

- ・ 精神科領域で活動できる相談支援専門員が少なく、精神障害に対する理解が促進されていないため、地域移行支援を含めた相談支援が十分に進んでいない。
- ・ ファシリテーションが不十分なため、効率的な事例検討が進まない状況である。
- ・ 相談支援専門員の多くが精神科病院の敷居が高いと感じ、苦手意識を強くもっている。

(2) 支援体制上の課題

- ・ 相談支援専門員の精神科病院に対する苦手意識が克服され、医療と協働して支援が進められる関係づくりを行う必要がある。
- ・ 保健・医療・福祉関係者が互いを理解し合う仕組みが必要であり、理解促進に資するツール開発とファシリテーター養成を行う必要がある。

(3) 取組内容（事業の内容）

- ・ 平成 24 年度に事例検討会を設置、相談支援事業所が既に使っていた事例検討ツールを検討会で取り入れて、ファシリテーターを担える相談支援専門員を養成してきている。
- ・ 保健所圏域での広域調整会議、関係機関が参加するチーム会議、事例検討会を連動させた地域づくりを行っており、各会議の連動性担保のため、ファシリテーターによる事例検討を実施している。

(4) 体制づくりの工夫・内容

- ・ 地域で活動してきた精神保健福祉士と精神科病院勤務経験がある精神保健福祉士がコアメンバー（相談支援専門員）となり、医療機関と地域をつなぐ役割を担っている。
- ・ 事例検討会、チーム会議に共通するコアメンバーが参画することで連動性を担保している。
- ・ 自立支援協議会相談支援専門部会が中心となり障害者週間記念イベント（hug はぐ hoick !）を開催し、地域づくりを通じた相互の障がい者理解促進を図っている。

(5) 取組による効果（事業の成果）

- ・ 事例検討の実施により、個別事例や地域、精神科病院等に対する理解が促進

された。また、の見える関係性が構築され、会議を重ねることでファシリテーター能力が向上してきている。

(6) 支援体制上の効果

- ・ 事例検討により各参加者が我が事として考え、地域移行支援への理解を深めることができる。
- ・ ファシリテーターが、他の事業所の相談支援専門員と一緒に支援を進めることで、地域移行支援に対する理解が深まった。
- ・ ピアサポーターの定義があいまいであり、養成をしても活動の場が少ない。

⑫ 入院中の精神障害者の地域移行に係る事業

自治体（圏域）名	事例テーマ（事業名）
島根県浜田圏域	自立支援ボランティア活用事業（地域移行・地域定着）

(1) 解決が必要な地域課題

精神障がい者の地域移行及び地域定着の推進

(2) 支援体制上の課題

- ・ 身近な支援者となる地域住民に対する理解促進及び啓発
- ・ 精神障がい者の希望する生活を実現するための、既存の制度やサービスでは埋められない、多様なニーズへ対応できる支援体制の整備

(3) 取組内容（事業の内容）

ア 目的

精神障がい者の生活や社会参加を支援する体制を整える

イ 内容

- ① 自立支援ボランティアを養成、登録（登録後、フォローアップ研修会連絡会も開催）
- ② 自立支援ボランティアが、精神科病院の入院者及び外来通院をしながら生活している方を対象に、面接技法を用いて本人の希望に応じた支援等を実施（相談支援事業所に業務を委託）

(4) 体制づくりの工夫・内容

- ・ 養成対象者は精神保健福祉業務を経験した看護師等の有資格者とした（※実際は退職者）
- ・ 精神障がい者の支援を多く受け持つ相談支援事業所に業務委託することで、総体的に把握された対象者の状態やニーズを踏まえて、より適切な支援が提供できる体制にした。

(5) 取組による効果（事業の成果）

- ・ 本人の希望に添った柔軟な支援を提供することで、通院の継続や就労への意欲促進等、精神障がい者の地域移行・地域定着が促進された。

(6) 支援体制上の効果

有資格者である住民を対象に自立支援ボランティアを養成することで、病院外での生活が困難と思われる対象者を、自宅生活に結びつけることができた。また、身近な地域住民に対して、対象者の理解促進に向けた接し方等の助言や、行動の理解につながる説明をしてもらう等、ボランティアに地域住民とのつなぎ役を担ってもらえたことで、地域に理解者・支援者を増やすことができた。

⑬ 包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業

自治体（圏域）名	事例テーマ（事業名）
三重県	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム チェックリストの活用

(1) 解決が必要な地域課題

構築に向けたイメージが出来ず、現状分析や課題抽出に困難さが生じている圏域が複数認められる。

(2) 支援体制上の課題

圏域で多機関が組織横断的に課題に取り組む体制を構築することに困難が生じている。

(3) 取組内容（事業の内容）

- ・ 平成 30 年度連絡会において、目指すべき指標を示した「チェックリスト」を作成した。令和元年度は「チェックリスト」を用い各圏域のアセスメントを行い、ストレングスと課題を抽出した。
- ・ 地域関係者も参加する研修会を開催した。1 回目は、同じ圏域の参加者同士で自圏域の課題についてチェックリストをもとに検討し、研修会後も各圏域でチェックリストを活用したアセスメントを行った。2 回目（5 か月後）は、他圏域の参加者とグループワークを行い、圏域間の情報交換を実施した。

(4) 体制づくりの工夫・内容

- ・ 漠然としたイメージをチェックリストの活用により「具体化」・「見える化」するように努めた。
- ・ 各圏域における構築を担う人材を育成する観点から研修会を開催した。
- ・ 他の圏域の工夫や苦労等が共有できる場を設定した。

(5) 取組による効果（事業の成果）

抽象的な議論に終始しがちな「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築であるが、チェックリストを活用することで具体的な議論につなげることができた。

(6) 支援体制上の効果

指標に多分野・多機関連携の項目を入れたことで、高齢者福祉分野における包括ケアとの連携、児童福祉・地域福祉分野との連携を意識した事業展開を行う視点を強化することができた。

指定都市における取組

〔参考：精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援ポータルサイト・自治体情報シート〕

都市名	構築事業メニュー	取組(事業名)	具体的内容・成果
仙台市	①関係職員研修 ⑤ピアサポート ⑫地域生活支援（地域移行）	医療機関における普及啓発活動の実施 ピアスタッフの個別支援	長期入院者の地域移行について、関心の高い医療機関に対し、病院内に行政機関等の地域支援者を受入れ協働で事業（退院に向けた情報提供や、退院意識の醸成を促す催し）を行った。 支援を受けることへの抵抗感が減る入院患者は確実に存在するため、個別支援の取組みの中でピアスタッフの活用範囲を広げた。
さいたま市	⑥アウトリーチ ①関係職員研修	「さいたま市精神障害者訪問支援(アウトリーチ)モデル事業」の実施 訪問支援強化のための関係者研修の実施	地域の協力連携機関との訪問を実施するとともに、関係機関を集めた例月のケア会議を開催し、情報共有やアセスメント、支援方針検討、支援についての評価等を行った。 市内の訪問支援に関わる機関の職員を対象とした、「精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築に向けた訪問支援強化のための関係者研修」を実施した。
千葉市	⑫地域生活支援（地域移行） ②普及啓発 ⑤ピアサポート	地域移行支援プログラムの実施 地域住民等への広報啓発活動の実施 ピアサポーターの活動、養成の実施	患者のニーズに合わせた支援を行うとともに、「地域移行ができる事業所」育成のためOJTを導入した支援プログラムを展開した。 各区の公民館において講演を行うとともに、市民の精神障害に関する実情を把握した。また、小中学校や大学において教員研修や特別授業、動画サイトに講演会内容を掲載した。 ピアサポーター同士の交流会、ピアに関する研修(オープンセミナー)を実施した。
川崎市	④住まいの確保 ⑬構築状況の評価	市居住支援協議会との意見交換会 地域移行支援の見える化のためのアンケート調査の実施	不動産事業者と福祉関係者の視点の違いから、家主らが抱えている不安に対して借主の信用力を補うしくみが必要であることを確認した。 医療機関向けの地域移行支援対象者実態調査、相談支援センター向けの精神障害者地域移行・地域定着支援に関するアンケート調査を実施した。
相模原市	⑧構築推進サポーターの活用 ⑬構築状況の評価	構築状況の評価の実施と課題の検討	広域及び密着アドバイザーの協力を得て、取組状況について評価を行ったほか、評価方法についても、アンケート調査やニュースレターの発行など工夫をこらした。また、評価によって明らかになった具体的課題を確認した。
新潟市	①関係職員研修	地域移行・地域定着支援研修会の実施	毎年継続して開催して様々な職種の参加していることで、地域の支援者等のモチベーションの維持、職種の垣根を超えた連携の強化や人材育成に寄与した。
静岡市	④住まいの確保 ①関係職員研修 ①関係職員研修	居住支援体制の確認できる仕組みづくり 障害福祉サービスと介護保険サービスの相互理解・連携 施設見学会の実施	「誰もが安心して暮らせる街づくり！」という住宅あっせんパンフレットを作成した。 「交流講座」を開催し、両サービスの違いや関係機関の役割を互いに理解する機会となった。また、高齢分野における地域での精神障害者対応への不安解消につながった。 精神科病院病棟職員などの支援者が地域資源を知る機会が少ないため、有効な取り組みとなった。
名古屋市	①関係職員研修 ⑦措置入院者退院後の継続支援 ⑫地域生活支援（地域移行） ⑤ピアサポート ④住まいの確保 ①関係職員研修	高齢者支援機関との連携 地域移行支援の利用 ピアサポート活用事業 居住支援機関との連携	新たなネットワークの構築や既存のネットワークへの参加、研修会開催を通じて連携を図った。 措置入院者の退院後支援等個別支援を通してサービスの利用につなげた。 他分野との連携、地域への普及啓発の場にピアサポーターが参加することで、障害への理解を深め、事業を利用するきっかけづくりとなった。 新たなネットワークの構築や既存のネットワークへの参加、研修会の開催を通じて連携を図った。
京都市	⑬構築状況の評価	地域移行・地域定着支援事業パンフレットの活用	病院内でのパンフレットの活用状況を調査するため、精神科病院へアンケートを送付した。今後、アンケートの回答結果をもとに病院への具体的な取組について検討する予定。
堺市	⑤ピアサポート ①関係職員研修	地域のボトムアップ(支援意識の向上)を目指した取組の実施	指定相談支援事業所や関係機関向けに、入院経験のある当事者、ピアサポーター、支援者(医療・地域・行政等)が講話を行った。また、受講した相談支援事業所の中で、地域移行の指定申請を前向きに検討する意向のある事業所に対し、制度や指定申請の勉強会を行った。
神戸市	⑤ピアサポート ⑫地域生活支援（地域移行）	地域移行・地域定着支援の個別支援(ピアサポーター活用事業)	ピアサポーターと協働の退院支援を行った。複数のピアがそれぞれに活動し、活動報告会の実施等により、ピア同士の横のつながりも強化され、意欲や質の確保につながった。また、病院における、ピアの体験発表や意見交流を実施した。
岡山市	⑤ピアサポート ⑥アウトリーチ ⑫地域生活支援（地域移行） ⑫地域生活支援（地域移行） ⑥アウトリーチ	ピアサポーターの養成・派遣 地域移行支援の利用 退院後支援担当者連絡会の開催	病院に入院中の精神障害者への地域移行支援を目的とした支援のほか、在宅で生活している精神障害者へのピアカウンセリング等の相談支援も行った。また、養成講座の修了者は実際のピアサポート活動の従事に結びつけた。 長期入院患者の実態把握を行ったことで、効果的に退院支援に取り組むことができた。 市内精神科病院の実務担当者、地域援助事業者、保健センター担当者とともに退院後支援計画のもとで支援を実施した事例の共有や課題の検討を行い、連携の在り方や支具体的な支援方法の共有を図った。

都市名	構築事業メニュー	事業・取組	具体的内容・成果
広島市	⑦措置入院者退院後の継続支援	措置入院者の退院後の医療等の継続	措置入院者の退院後支援に関するガイドラインを策定し、関係機関と協力して継続した個別支援を実施しており、支援に対する同意率も上昇した。
	⑥ピアサポート	ピアサポーターの活用に係る事業	普及啓発や家族支援等での活用を目的としたピアサポーターを養成した。
北九州市	⑥ピアサポート	ピアサポートに関する広報活動	相談支援事業所にチラシを郵送し、ピアサポート活動の紹介とピアサポーター募集を行った。
	②普及啓発	啓発活動への協力	関係機関から依頼を受け、精神障害者に対する支援の現状とピアサポーターの体験談で構成した講演活動を行った。
	⑬構築状況の評価	相談支援事業所へのアンケート調査	地域移行支援に携わった相談支援事業所に対しアンケート及び聞き取りを行うことで現状把握を行い、結果について情報共有を行った。
	⑪関係職員研修	精神科病院における地域移行支援の制度の周知	地域移行支援について制度説明を行うなど広報・周知を行い、精神保健福祉士や作業療法士から意見を聴取した。
	⑪関係職員研修	地域移行に関する研修会の開催	医療機関、相談支援事業所、行政機関の従事者を対象に「精神障害者地域移行研修」を開催し、スタッフやピアサポーターによる長期入院の精神障害者の地域移行に関する事例提供、多機関、多職種（精神保健福祉士、看護師、作業療法士、保健師等）によるグループワークを実施した。
福岡市	⑪関係職員研修	支援者研修会の開催	多職種向けの支援者研修を実施し、「にも包括」に対する理解を含めた。
	⑥ピアサポート	ピアサポーターの活用の仕組みづくりの検討	活用計画を作るために、ピアサポート活動に関するアンケートを実施した。
熊本市	⑫地域生活支援（地域移行）	地域移行支援サービスの利用促進	モデル病院・相談支援事業所を選定し、具体的なアイデアの提供や助言を行うなど積極的に働きかけた。また、対象ケースの情報共有や対応終了後の様子を共有した。
	⑫地域生活支援（地域移行）	地域相談支援の利用手続きの簡略化	地域移行支援利用ケースを通して、サービスの利用決定までのプロセスと期間について検証を行い、現場における手続きの簡略化協力を依頼した。
	⑪関係職員研修	研修会の開催	協議の場の活性化に向けたアイデアや助言をもらい、情報共有を行うなど、連携促進・支援力向上を図った。

札幌市障がい保健福祉部における普及啓発の取組

取組	対象	目的	経緯と実績	効果および課題
障がい者雇用推進のための啓発事業	企業、就労支援事業所	障がい者の雇用事例に関する講演等を通じ、企業、障がい当事者、その他関係団体の相互理解を深め、障がい者雇用の促進を図る。	年1回開催。R2年度以降はZOOM開催。 【直近の実績】 R1年度 参加者：174名 R2年度 参加者：114名 R3年度 参加者：133名	・法定雇用率制度対象外（従業員43.5人未満）の中小企業には制度上のインセンティブがないため、障がい者雇用促進のための普及啓発事業の必要性が大企業よりも大きい。 ・本事業では、中小企業の視点から中小企業に向けて発信しているため、障がい者雇用を考える取組として貴重である。
心のバリアフリー研修	一般市民・企業	心のバリアフリーに関する市民や企業・団体を対象とした啓発研修を実施し、障がいのある方等への更なる理解促進と、心のバリアフリーの実践に向けた意欲喚起を図る。	R2年度より開始 【直近の実績】 R2年度 市民向け73名、企業向け67名 R3年度 市民向け92名、企業向け202名	・開始2年目となるR3年度は、社内研修等での活用を見込み、企業単位での申込を導入する等の工夫により、企業向け研修の受講者数が増加した。 ・当事者講師の実体験に基づいた講義等により、アンケート結果も概ね好評であった。
障害者週間記念事業の実施	一般市民	障がい福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者の社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進する。	障害者基本法において定められている 【R2年度実績】 街頭PR：製作品6,000個を市内中学校に配布 あんま・マッサージ：施術者数16名	・街頭PRやあんま・マッサージ無料奉仕等の活動を通して、広く一般市民に障がい者施策などに対する意識啓発を図るとともに、障がい者相互の交流を深め合う場となっている。 ・新型コロナウイルスの影響により、実施出来ていない事業がある。
障がい当事者の講師派遣	一般市民	障がい者が講師となって学校や地域等で講義を行うことを通じ、障がい者への理解促進や共生社会の実現を目指し、ひいては障がい者の自立と社会参加の促進を図る。	平成22年度より開始 【R2年度実績】 ・全登録講師100名 ・講師派遣回数48回 ・障がい者講師スキルアップ講座2回 ※新型コロナウイルスの影響により、昨年度から大幅に派遣回数が減少。現在はZOOM等を利用した派遣も取り入れている。	・障がい者自身も講師としての役割を担うことで、様々な市民と触れ合うことにより、社会参加の機会の拡大を図ることに寄与している。 ・新型コロナウイルスの影響により、派遣回数が減少していることから、町内会や企業等に対する積極的な広報・周知を充実させていくことに加え、ZOOM等を用いたオンライン講座を普及させていくことが必要である。
心の輪を広げる体験作文及び障害者週間のポスター募集	一般市民	障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指し、障がい者に対する市民の理解の促進を図る。	内閣府が定める「心の輪を広げる障害者理解促進事業要綱」に基づき実施 【R3年度応募数】 心の輪を広げる体験作文：18作品 障害者週間のポスター：3作品	・応募いただいた市民や子どもたちにとって、共生社会の考え方や、障がいと向き合う機会とすることができる。 ・例年、応募数が減ってきているため、関係機関に対して、積極的な広報・周知を充実させていくことが必要となる。
障がい者への理解促進に向けた普及啓発	一般市民、企業、児童・生徒	心のバリアフリーや障害者差別解消法における合理的配慮等の普及啓発を図る。	啓発冊子の作成・配布、R1年度に公募により作成したシンボルマークを活用した啓発ポスター等の掲示、障害者差別解消法の趣旨理解に向けたフォーラムの開催、ヘルプマークの配布・啓発。	・普及啓発については、様々な機会を捉え、継続した広報を行うことが必要であるが、効果測定が難しい。
発達障がい支援情報のページの作成(市ホームページ)	一般市民	札幌市における発達障がい支援に関する取組や普及啓発に関するパンフレット等を広く周知する。	作成時期は不明	・「札幌市 発達障害」と検索すると上位にこのホームページが表示され、「発達障がい虎の巻」「サポートファイル さっぽろ」「ペアレントメンター」などの発達障がいに係る情報をまとめている。 ・発達障がい者支援地域協議会の中で「発達障がいの情報はたくさんあるが、正しい情報になかなかとりつけないという声が聞かれる」という意見があり、上記を含む市ホームページや、道、国のページにアクセスできる情報をまとめ、QRコードでアクセスできるチラシを作成した。 ・今後、協議会委員が関わる機関への送付、イベントなどにおいて周知予定。

取組	対象	目的	経緯と実績	効果および課題
元気ショップ	一般市民	札幌市中心部に常設販売所2店舗を設置。障がいのある方が利用する施設等で作られる製品の販売を促進することにより、障がいのある方の社会的自立や活動等の理解を進める。	H1年度にライラックパセオ福祉コーナーとして「元気ショップいこ〜る」がオープンし、その後、H18年度に「元気ショップ」がオープン。 【直近の売上（2店舗合計）】 H30年度 9,460万円 R1年度 9,024万円 R2年度 7,977万円	・販売機会を持たない障がい福祉事業所にとって、貴重な販売の場であり、貴重な収入源となっている。 ・事業所アンケートや店舗リニューアル、商品構成見直し等により売上増に取り組んでいたが、新型コロナウイルスの影響により売上が減少している。
元気カフェ	一般市民、企業	多くの市民が訪れる公共施設に4店舗を設置。障がいのある方が接客等を通じてさまざまな方と交流することで、障がいに対する市民の理解促進を図るとともに、障がいのある方が生き生きと働く姿を見てもらうことにより、企業等における障がい者雇用の促進を図る。	H20年度から順次設置し、現在4店舗。 【直近の売上（4店舗合計）】 H30年度 2,430万円 R1年度 2,864万円 R2年度 2,180万円	・公共施設内に設置することによる効果のほか、障がいのある方の貴重な就労の場となっている。 ・新型コロナウイルスの影響により売上が減少している。
障がいのある方の就労事例集	企業	障がい者雇用の好事例を収集し、これをホームページに掲載して広報することにより、企業等における障がい者雇用の促進を図る。	H30年度より開始。 R4.3.4現在、17事例をホームページに掲載。経済情報さっぽろ等を活用し企業への周知啓発に取り組んでいる。	・ホームページ公開時に1,300を超えるfacebookいいね数がつき、一定程度拡散された。 ・就労事例を継続的に応募してもらうこと、障がい者雇用が進んでいない企業等に対し、様々な機会を通じて継続的に周知していくことが必要である。
こころの安心カードの普及啓発	一般市民（市内指定自立支援医療機関に通院している方）	突然の不調時や、夜間休日に通院先以外の医療機関に受診する際の緊急時に備え、病名、処方内容、対処方法等を記載したクラインスカードである「こころの安心カード」の普及啓発。	H26年度より開始。 指定自立支援医療機関への周知、自立支援医療受給者証送付時に案内を同封、年に1回の地下鉄駅へポスター掲示を行っている。 H26年度から令和2年度の新規作成数は約4,300枚。	・希望者に作成することとしているが、自立支援医療受給者のおよそ10%程度の普及率となっており、受給者全体から見れば普及率が高いとまでは言えない。 ・患者の安心感や、緊急時の適正な医療へのつながりが見込まれている。
依存症対策事業 ①お酒と健康を考える市民フォーラム ②「札幌市依存症専門医療機関」及び「札幌市依存症相談窓口」の周知	一般市民	① アルコール使用による健康問題、依存症に関する知識や対応を学ぶ機会を提供することで、その問題を抱える人や家族の回復、適切な関わり方を市民が知るためのフォーラムを実施。 ② 区役所保健福祉部及び札幌市依存症専門医療機関を通じて依存症の問題を抱える市民等へのチラシ配布を実施。	① H21年度から年1回断酒会と共催で断酒会会員の体験発表、依存症治療専門医等の講話、断酒会の無料相談会を実施。 【直近の実績】 R1年度 参加者：104名 R2、3年度 新型コロナウイルス感染状況により中止 ②「医療機関」及び「相談窓口」の各チラシを1,000部以上配布。	①フォーラム参加者には、依存症の知識や理解が深まった、当事者体験発表が感動した等と好評で、当センターと専門医療機関や自助グループとの機関連携が促進された。コロナ禍における開催方法については検討が必要。 ②身体科医療機関を含め、専門医療機関や相談窓口に繋がっていない本人や家族等にも相談先の情報が届くような効果的な配布方法について検討が必要。
自殺対策事業 ○ 中高生・若者向けゲートキーパー啓発マンガ冊子による普及啓発	若年層（中学生・高校生）	若年層を対象に、マンガを通して、ゲートキーパーについて知る教育の機会を確保するほか、各種相談窓口の周知を実施。	札幌市の未成年の自殺率が指定都市で2番目に高いことから、中学・高校世代の若者を対象にH28年度末にマンガ冊子を作成し、H29年度から配布を開始（H29年度のみ市内の中学1年生から高校3年生に配布。H30年度降は新中学1年生のみに配布） 【直近の実績】 H29年度 202校、103,310部 H30年度 119校、16,910部 R1年度 119校、16,790部 R2年度 120校、16,690部	・マンガという媒体を用いることで、大半の児童が真剣に読み、興味を持った様子が見えた。 ・アンケートの結果から、教師やスクールカウンセラー等からも、高評価をいただいている。 ・時代背景等を考慮し、定期的にマンガの内容を精査する必要がある。 ・Web媒体でも掲載していることの周知が不足している。